

祝　　辞

（令和五・三・十五　東京會館）
東京一弁創立百周年記念式典

本日、ここに、第一東京弁護士会創立百周年記念式典が挙行されるに当たり、お祝いを申し上げます。

第一東京弁護士会は、大正十二年に創立されて以来、弁護士制度の充実と発展のため積極的な活動を続けられ、基本的人権の擁護と社会正義の実現に大きく寄与してこられました。貴会がここに百年を迎えたことは、誠に御同慶に堪えません。これは、ひとえに、歴代役員、先進会員の方々をはじめ関係各位の御努力のたまものと、深甚なる敬意を表する次第であります。

また、本日表彰をお受けになられた方々は、五十年以上の在会会員として、第一東京弁護士会の発展のために尽力してこられました。この度の御栄誉に対し心からお喜びを申し上げますとともに、今後

とも、健康に御留意の上、益々御活躍されますよう祈念いたします。

今日、我が国の社会経済生活の変化は著しく、国民の権利意識の高まりや価値観の多様化も一層進み、司法が解決を求められる紛争も、従来の発想だけでは対応できない困難なものが増えていきます。このようなかで、法に基づき、透明で公正な手続により紛争を解決する司法に対する国民の期待は一層大きくなっています。このような期待に応えるため、法曹三者は、裁判等の紛争解決機能を高めるための努力を続けることが求められます。このような観点からは、現在、裁判所が取り組んでいる裁判手続のデジタル化も、国民の裁判等へのアクセスの利便性を高めるとともに、裁判手続全体を合理化、効率化し、裁判に要する関係者の負担を合理的なものとすることを通じ、裁判等の紛争解決機能を充実強化するものでなければならぬと考えています。もとより、このような取組は、弁護士の皆

様の御理解と御協力が不可欠です。これまで常に時代の最先端の課題に取り組んでこられた第一東京弁護士会の会員の皆様には、このような裁判手続のデジタル化の趣旨を御理解いただき、次の百年を見据えた新しい裁判の実現に向けて、私どもとともに御尽力いただきますようお願い申し上げます。

本日の記念式典に当たり、第一東京弁護士会のこれまでの幾多の業績に深い敬意を表すとともに、今後とも、司法の健全な発展に顕著な貢献を果たされることを祈念して、私の祝辞といたします。

令和五年三月十五日

最高裁判所長官

戸 倉 三 郎